

厚生年金基金制度をめぐる 状況について

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成24年3月末)

加入員数
52万人

加入者数
13万人

加入者数
421万人

加入者数
801万人

加入員数
437万人

国民年金基金

確定拠出年金個人型

確定拠出年金
(企業型)

確定給付企業年金

厚生年金基金

代行部分

職域加算部分

厚生年金保険

加入員数
3,451万人

共済年金

加入員数
442万人
H23.3月末

国民年金(基礎年金)

第2号被保険者の
被扶養配偶者

978万人

自営業者等

1,904万人

民間サラリーマン

3,893万人

公務員等

第3号被保険者

第1号被保険者

第2号被保険者等

6,775万人

企業年金制度等の現状

○ 厚生年金基金

- ・加入員数 約440万人
- ・件数 577基金
- ・資産残高 約27兆円

（厚生年金基金 約17兆円
企業年金連合会 約10兆円）

○ 確定給付企業年金

- ・加入者数 約800万人
- ・件数 14,985件
- ・資産残高 約45兆円

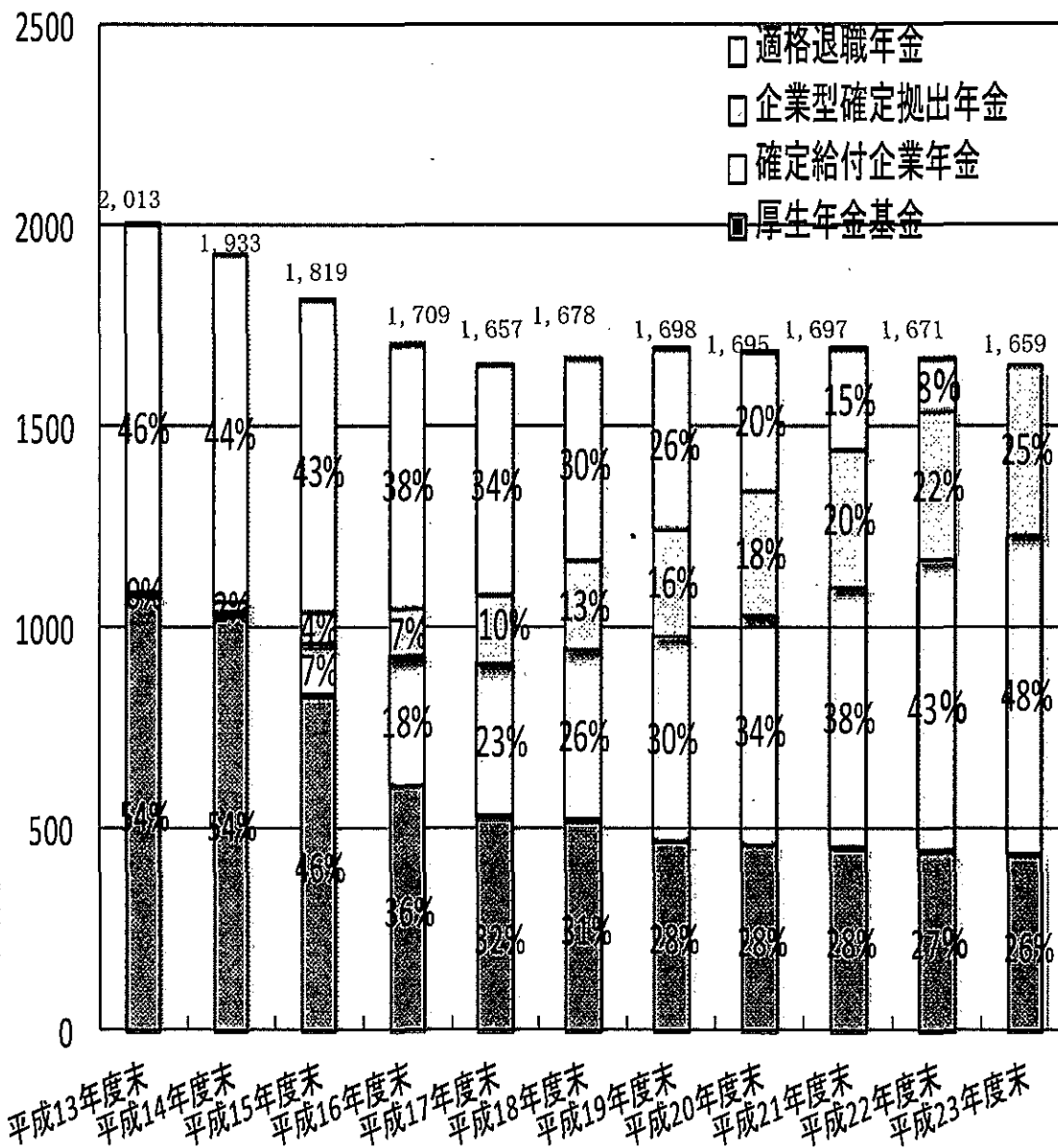
○ 確定拠出年金

- ・加入者数 企業型 約420万人
個人型 約13万人
- ・件数 4,135件
- ・資産残高 約5兆5000億円

※ 数値は平成23年度末時点のもの。

※ 適格退職年金は2012年(平成24年)3月31日で廃止された。

(万人)

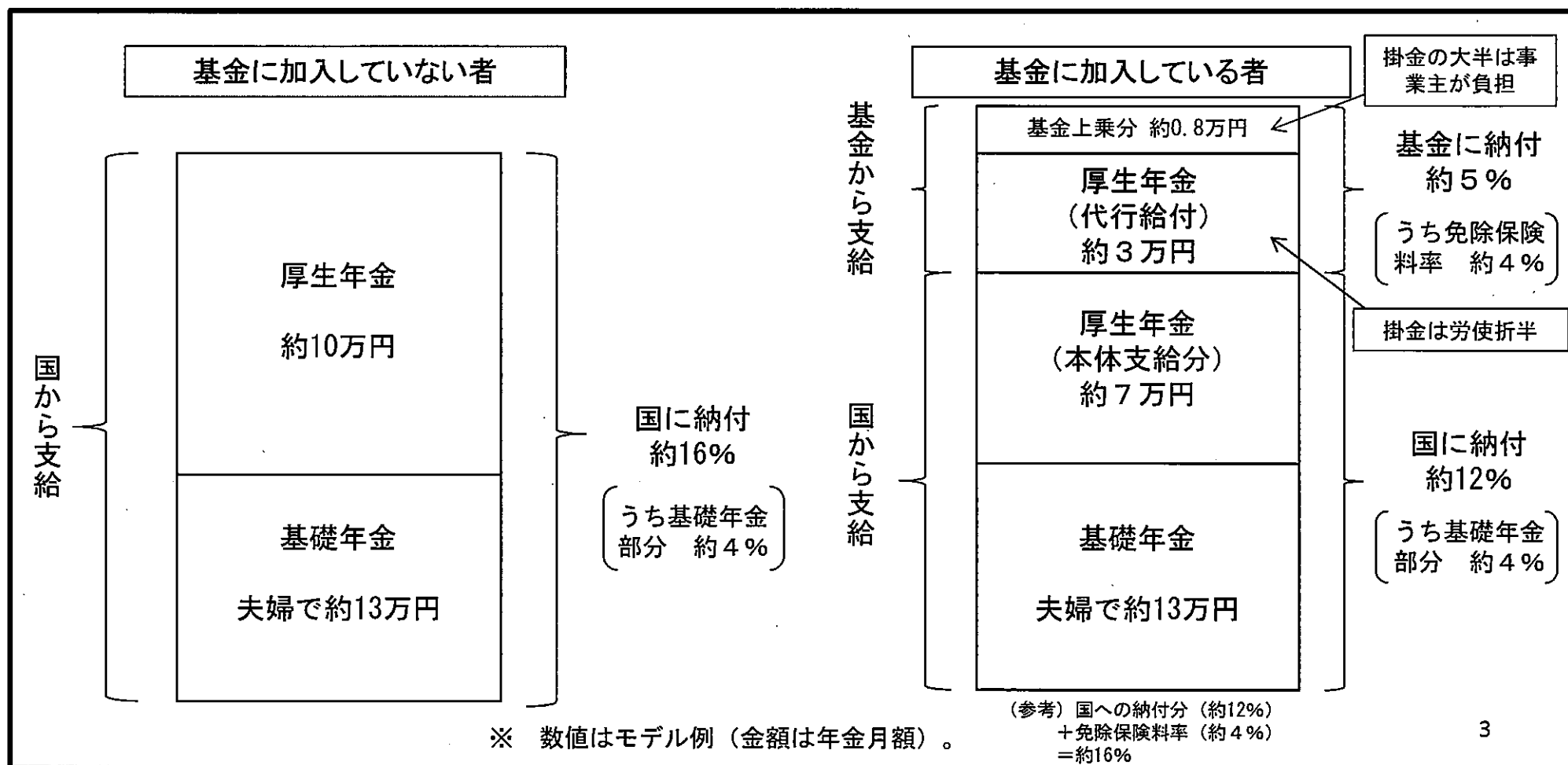


厚生年金基金制度の概要

○公的年金たる厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しており、当該支給を行うための費用として事業主から保険料を徴収している。

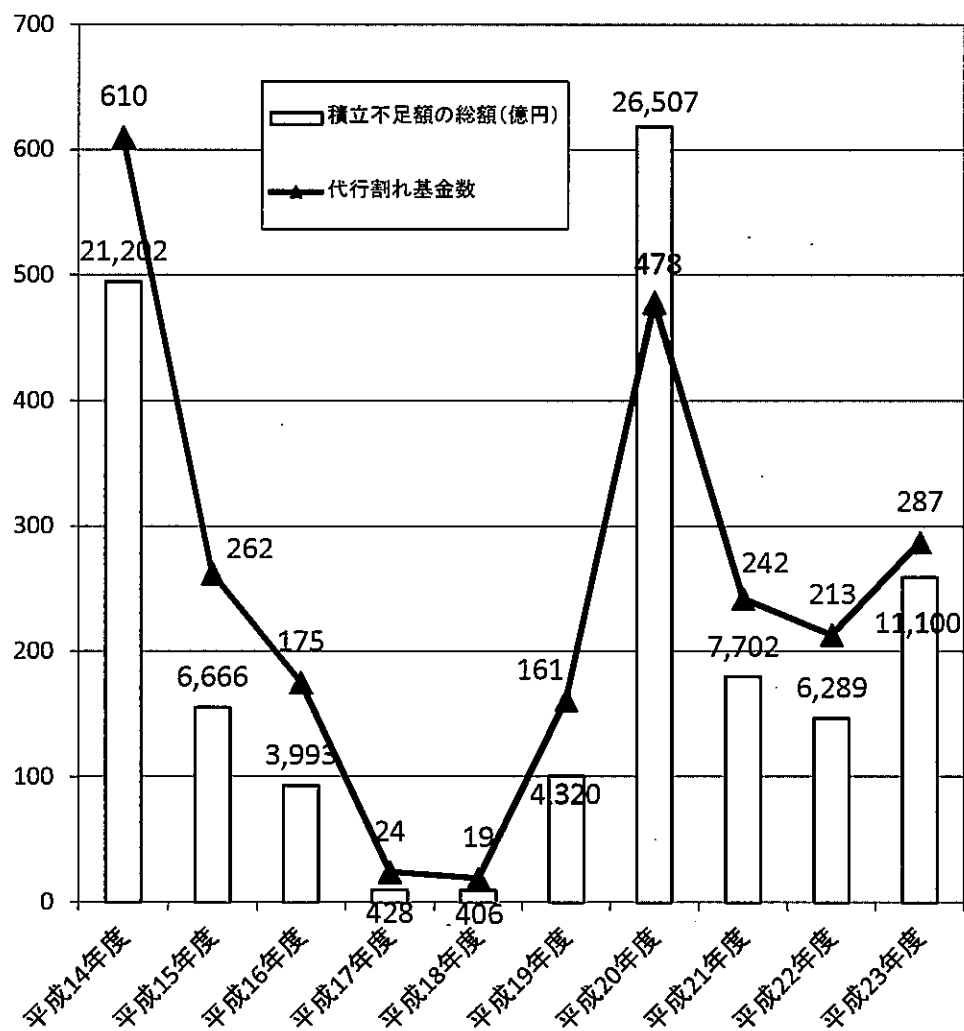
○加えて、各基金ごとに上乗せ給付を行っている。

○基金が解散する場合、代行給付のために納付した保険料に相当する積立金を、一括して国又は企業年金連合会に返還する必要がある。



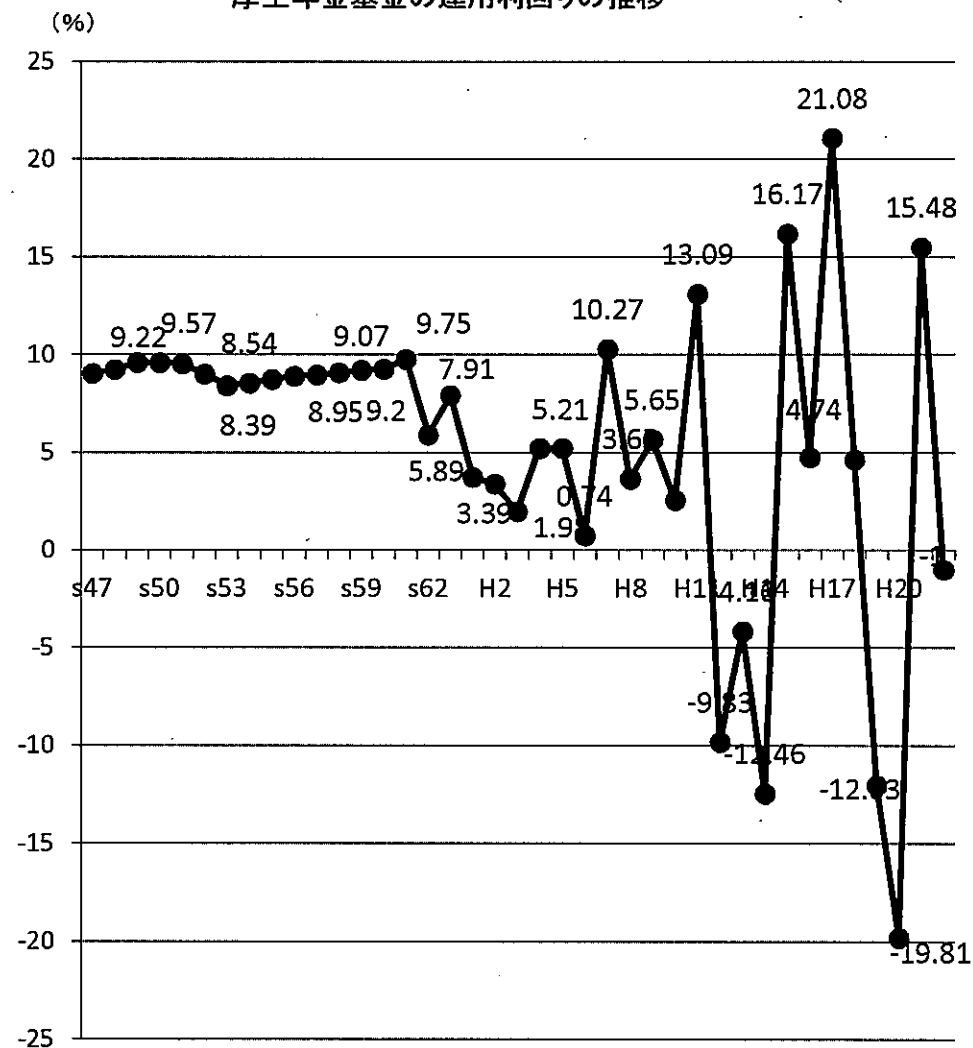
厚生年金基金の財政状況

代行割れ基金数及び積立不足額の推移



※：平成23年度の数値は速報値であり、修正がありうる。

厚生年金基金の運用利回りの推移



資料：企業年金連合会「資産運用実態調査」
(厚生年金基金連合会「厚生年金基金等事業年報」)

※1：昭和62年度以降は、修正総合利回りの数値。

※2：修正総合利回り＝総合収益／期中平均残高(修正平均残高)×100

「代行割れ」問題と母体企業の状況

○「総合型」基金の母体企業の大半は構造不況業種であり、企業経営にとり企業年金の負担が重荷になる。「総合型」基金からの事業所の脱退希望も増加。また「代行割れ」基金の解散も、年金債務の連帯負担の問題(※)があるため困難な状況。

【指定基金数の推移】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定基金数	20	6	3	3	3	50	81
指定	20	1	0	0	0	48	31
解除	0	15	0	0	0	1	0
指定基金の解散	0	0	3	0	0	0	0
平均代行割れ額 (億円)(注)	50.8	45.6	50.0	109.4	159.9	72.9	54.6
主な業種	運輸、繊維、 製造	運輸、製造	運輸	運輸	運輸	運輸、繊維、 製造、建設、 石油	運輸、繊維、 製造、建設、 石油

※「指定基金」とは、積立水準が著しく低いものとして一定の基準に基づき厚生労働大臣の指定を受けた基金。指定を受けると「健全化計画」の策定が義務づけられる。

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議について

1. 概 要

○AIJ問題を契機として顕在化した厚生年金基金等の企業年金をめぐる課題について、厚生年金基金を中心に、①資産運用の在り方、②財政運営の在り方、③厚生年金基金制度等の在り方、を審議

○平成24年4月13日に設置。8回にわたる審議を行い、6月29日に報告書を取りまとめ。

2. 審議経過

第1回	4月13日	厚生年金基金等の現状、今後の進め方
第2回	4月24日	受託者責任、運用体制・プロセス、ガバナンス・情報 開示、事後チェック
第3回	5月16日	資産運用規制の在り方
第4回	5月29日	財政運営の在り方、厚生年金基金制度等の在り方
第5回	6月 7日	関係団体ヒアリング
第6回	6月12日	個別基金ヒアリング
第7回	6月19日	取りまとめに向けての議論
第8回	6月29日	報告取りまとめ

3. 構成員

臼杵 政治	名古屋市立大学経済学研究科教授
翁 百合	日本総合研究所理事
小野 正昭	みずほ年金研究所研究理事
鹿毛 雄二	前・企業年金連合会常務理事
蟹江 宣雄	トヨタ自動車企業年金基金常務理事・運用執行理事
近藤 憲二	住友化学株式会社経理室(財務)部長
玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部教授
永山 善二	東京乗用旅客自動車厚生年金基金常務理事・運用執行理事
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
濱口 大輔	企業年金連合会常務理事・運用執行理事
森戸 英幸	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
(座長) 山口修	横浜国立大学経営学部教授・付属図書館長
山本 御稔	監査法人トーマツパートナー

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告ポイント

I 資産運用規制の在り方

○分散投資の徹底

- ・各基金に政策的資産構成割合(基本ポートフォリオ)の策定を義務化
- ・特定の運用受託機関(金融機関)の特定の運用商品への集中投資に関する規制の強化 等

○基金における資産管理運用体制の強化

- ・運用受託機関の選任・評価の際のチェック項目の具体例を提示
- ・基金の役職員に対する資産運用管理業務に係る研修受講の義務づけ
- ・各基金の資産運用委員会への学識・実務経験者の登用

○事後チェックの強化

- ・行政への報告内容の見直し、行政監査の強化(チェック項目の見直し)等

II 財政運営及び制度の在り方

○積立不足への対応

- ・予定利率(資産の運用利回りの見通し)を引き下げやすくする方策の検討
- ・給付水準引下げ基準の緩和については、実施の是非につき両論
- ・解散基準の緩和や一定の基準の下での厚生労働大臣による解散命令の機動的発動について検討

○代行部分財政運営

- ・最低責任準備金の計算方法について、基金の実態に合ったものとするよう見直し

○代行割れ問題への対応

- ・代行割れ問題は、厚生年金本体の財政リスクを縮小する観点等から早急な制度的対応が必要
- ・母体企業の責任を前提としつつ、連鎖倒産による地域 経済・雇用への影響には一定の配慮が必要
- ・厚生年金の被保険者に十分な納得が得られる仕組みであることを前提に、現行の特例解散における納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべき

○代行制度(厚生年金基金制度)の今後の在り方

代行部分の持つ「公的年金としての性格」を基本としつつ、代行制度の今後の在り方については、以下の両論あり。

- ・「代行制度が厚生年金保険の財政に与える影響」の観点から一定期間をおいて廃止すべき。
- ・「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」の観点から、制度は維持すべき。

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部について

1. 目的

本年2月24日、多くの厚生年金基金等が資産運用を委託しているAIJ投資顧問株式会社が、金融庁から金融商品取引法違反の疑いで業務停止及び業務改善命令を受けるという事案が生じた。

このAIJ問題に関連した実態調査の取りまとめを行うとともに、時代に即した厚生年金基金等の資産運用規制等の在り方を検討する。

2. 対策本部の構成

本 部 長 : 厚生労働副大臣 (年金担当)

本部長代理 : 厚生労働大臣政務官 (年金担当)

副 本 部 長 : 年金局長

本 部 員 : 大臣官房審議官 (年金担当) など

3. 対策本部の主な業務

(1) 厚生年金基金等の運用体制等に関する実態把握

① 運用体制・プロセス等に関する実態調査

② 厚生年金基金における国家公務員等の再就職状況調査

(2) 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する今後の在り方の検討

① 資産運用規制及び受託者責任に係る法令・通達の見直し案の策定(※)

② 資産運用に関連する財政運営基準の見直し案の策定

※ 別途設置する有識者会議における議論も踏まえ、検討を行う。

(3) その他

厚生年金基金制度改革～現時点での到達点と今後の検討の視点～

(第7回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部資料(9月28日開催))

1. これまでの経緯

(1) 与党における検討経過

平成24年3月1日

民主党 年金積立金運用のあり方及びAIJ問題等検証WT設置

平成24年4月24日

WT中間報告

- ・厚生年金基金制度は一定の経過期間終了後に廃止。
- ・経過期間の確保に当たっては十分な期間を確保すべき。
- ・企業年金の規制緩和等の検討を併せて行うべき。

(2) 厚生労働省・有識者会議における検討経過

平成24年4月13日

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議設置

平成24年7月6日

有識者会議報告

- ・代行制度の今後の在り方については、以下の両論あり。
 - ①「代行制度が厚生年金保険の財政に与える影響」の観点から一定期間をおいて廃止すべき。
 - ②「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」の観点から、制度は維持すべき。

2. 今後の検討の視点

- 代行部分は公的年金の一部であるという共通認識に立って代行制度の在り方及び企業年金(3階部分)の在り方を検討。

代行制度の在り方

- ・かつての代行メリットは失われ、代行を持つことによるリスクが顕在化
厚生年金本体の財政にとってのリスク
母体企業の経営に与えるリスク
- ・他の企業年金制度(確定給付企業年金(DB)及び確定拠出年金(DC))の普及・定着
- ・公的年金制度は被用者年金一元化の流れ
→ 代行制度の今後の持続可能性は低く、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する方針で対応

持続可能な企業年金の在り方

- ・企業年金(DBやDC)の在り方としては、低成長、金融市場の変動幅の拡大の中で持続可能なものとしていくことが課題。
- ・中小企業が企業年金をつくりやすくするための制度運営コストの低減が必要。
→ 選択肢の多様化などを積極的に推進。

いわゆる「代行割れ問題」への対応

- ・代行割れ問題への対応は早急な対応が必要。
有識者会議で指摘されたいわゆる「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しについて、以下の視点を勘案し具体的なしくみを検討。
 - ・公的年金(厚生年金本体)への財政影響
 - ・企業経営に与える影響と企業に求められる自己責任原則
 - ・公平性、納得性の得られる仕組み(企業年金を持たない厚生年金被保険者とのバランス)

3. 今後のスケジュール

- 10月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
同成案に則した法案の次期通常国会における提出を目指す。

決 定 事 項

(第7回厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部資料(9月28日開催))

平成24年9月28日

1. 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する方針で対応する。
2. 今後、持続可能で、中小企業などが加入しやすい企業年金を構築するための施策を積極的に推進する。
3. 「代行割れ問題」への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しを図る。
4. 本年10月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を掲示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
5. 成案に即した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざす。

以上